

地方公共団体対策技術率先導入補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

22年度予算額 3.0億円

目的・意義

温室効果ガス排出量を削減し、低炭素社会を構築するためには、排出量の増加が顕著である公共部門を含む業務部門における対策が必要不可欠です。そのため、先端的な低炭素技術の導入が困難である小規模な地方公共団体においても、低炭素技術の普及を促進する必要があります。

そこで、**小規模な地方公共団体**が、その所有する施設において、**先端的な再生可能エネルギー・省エネルギー設備**の率先的な導入を行う取組に対し、支援します。

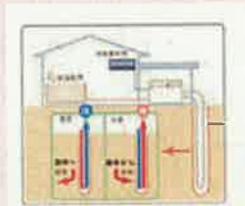
事業内容

(1) 小規模な地方公共団体が所有する業務用施設に、**地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画**に基づき、先端的な再生可能エネルギー・省エネルギー設備を率先的に導入する取組のうち、CO₂削減効果や普及啓発効果に優れたものに対して、設備費等の必要な費用の一部を補助します。

対象設備例



太陽熱利用
冷暖房システム



地中熱ヒートポンプ
(50kW以上)



小水力発電
(1,000kW以下)



ESCO事業による
省エネ(10%以上)



太陽光発電
(50kW以上)
(壁面・窓等設置型
は10kW以上)



バイオマス熱利用
(ライフサイクル
GHG排出削減率
50%以上)

(2) 地方公共団体が**地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画**に基づき、**シェアード・セイビングス・エスコ事業**を活用し、高効率設備の導入等により自らの施設の高いレベルでの省エネ化を行う場合に、事業を行う民間事業者に対して、設備の導入等に必要な費用の一部を支援します。

補助内容

- 補助対象者：(1) 地方公共団体 (*)
(2) 地方公共団体 (*) の施設へシェアード・セイビングス・エスコを用いて省エネ化を行う民間団体等
(*グリーンニューディール基金交付対象自治体を除く。)
- 補助対象事業：(1) 地方公共団体 (*) 施設への先端的な再生可能エネルギー・省エネルギー設備の率先導入
(2) 地方公共団体 (*) の施設へのシェアード・セイビングス・エスコ事業

3. 負担割合：

| | |
|----------|--------------|
| 総事業費 | |
| 環境省 | 地方公共団体・民間団体等 |
| 1/2 (上限) | 1/2 |

- 補助上限・下限額：(1) の事業の補助下限額：600万円

温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

22年度予算額 12億円

目的・意義

この補助事業は、自主参加型国内排出量取引制度を実施するためのものです。
 自主参加型国内排出量取引制度は①設備補助、②削減量の自主的な約束、③排出枠の取引の3つをセットにすることにより、費用効率的かつ確実な削減を実現するものです。
 本事業を通じ、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度の本格導入に向けて必要な知見を蓄積することとしており、今年度は、これまで知見の十分に蓄積されていない業種等に重点化を行うこととします。

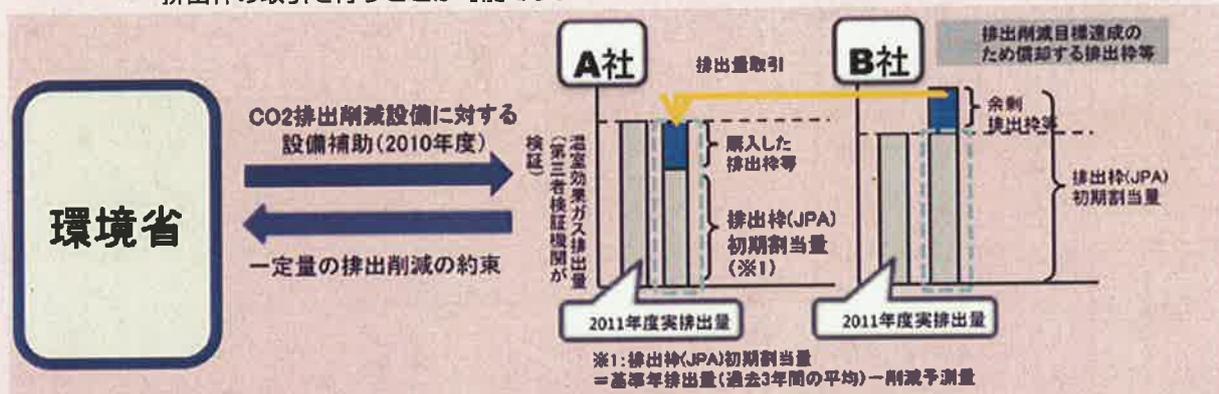
事業内容

自主参加型国内排出量取引制度に参加する事業者に対し、CO₂ 排出抑制設備の導入への補助を行います。補助申請に当たっては、導入した設備による効果を含む削減予測量を申告していただき、補助の費用効率性が高い(tCO₂削減当たりの補助金額が少ない)事業者を優先的に採択することを原則とします。

【2010年度】設備の整備を行うとともに、基準年度排出量(2007～2009年度の平均)を算定し、第三者による検証を受審を経て数値を確定します。ここから削減予測量を差し引いたものが排出枠として交付されます。

【2011年度】整備した設備を活用し、排出削減に取り組んでいただきます。

【2012年度】2011年度の排出量を算定し、年度終了後に第三者の検証を受けた後、確定した2011年度の排出量実績に応じた排出枠を期限までに環境省に提出していただきます。その際、目標達成のために、排出枠の取引を行うことが可能です。



委託内容

1. 委託対象者：民間団体
2. 補助対象設備・事業：国内における省エネルギー等によるCO₂ 排出抑制設備の設備
3. 負担割合：

| | |
|------------------------|------|
| ← 総事業費(既存設備の撤去費用を除く) → | |
| 環境省 | 民間団体 |
| 1/3 | 2/3 |

地域連携家庭・業務部門温暖化対策導入推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

22年度予算額 3.3億円

目的・意義

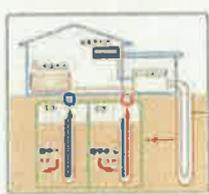
地域において住民や事業者等の日常生活における取組を推進する「地球温暖化対策地域協議会」を活用し、地域で連携して、家庭・業務部門における地球温暖化対策技術の導入を進める取組を支援します。また、エコリフォームに関する普及啓発を行います。

事業内容

(1) 地域の特徴的温暖化対策機器普及促進事業

先進的な再生可能エネルギー・省エネルギー機器を、地域で連携して導入する地球温暖化対策地域協議会の取組に対して支援します。

対象機器例



地中熱ヒートポンプ



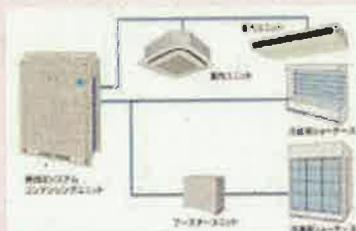
バイオマス燃料
燃焼機器



小型風力発電



太陽熱利用
冷暖房システム



冷蔵・冷凍・空調
一体型システム

(2) エコリフォーム普及促進事業

地球温暖化対策地域協議会や NPO、有識者、リフォーム業者や部材メーカーなどからなる「エコリフォームコンソーシアム」において作成する「エコリフォーム簡単ガイド」等を活用し、エコリフォームに関する普及啓発活動を行う地球温暖化対策地域協議会を募集します



委託・補助内容

- (1) 補助対象者：民間団体（地球温暖化対策地域協議会の活動の一貫として、先進的機器の導入を行う一般家庭、民間事業者等）
(2) 委託対象者：民間団体（地球温暖化対策地域協議会）

2. 対象事業

- (1) 先進的な再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入を行う住民や事業者を募り、地域で連携して実施する地球温暖化対策地域協議会の取組
- (2) 地球温暖化対策地域協議会によるエコリフォームの普及啓発活動

3. 負担割合：

- (1) 総事業費の 1/3 を上限とする補助

| | |
|----------|------|
| ← 総事業費 → | |
| 環境省 | 民間団体 |
| 1/3 (上限) | 2/3 |

- (2) 国からの委託事業

4. その他：

補助対象者は一般家庭、民間事業者等ですが、地球温暖化対策地域協議会には、事業の取りまとめの役割が期待されています。例えば、補助事業の対象となる温暖化対策製品を製造・販売する企業等が地域協議会の構成員となって、取りまとめの役割を中心的に担い、その他の構成員（地方公共団体、住民、NGO、NPO、都道府県センター等）と協力して、当該温暖化対策製品の導入普及を進めることが円滑な事業実施に有効であると考えられます。具体的に補助を受ける方は一般家庭等であるため、民間負担分は基本的にこれらの一般家庭等の自己負担分となることとなります。

また、地域協議会の事業として位置付けられることにより補助の対象となるので、機器を導入する一般家庭等が全て地域協議会の構成員になる必要はありません。

なお、支援の対象となる取組が、地球温暖化対策地域協議会の活動の一貫であることを明確にするために、応募にあたっては、

- ・地球温暖化対策地域協議会の概要、これまでの活動実績、今後の活動計画
 - ・地球温暖化対策地域協議会の活動における補助対象機器を導入する取組の位置づけ
- などを示す書類が必要です。

地球温暖化対策地域協議会（地域協議会）とは

民生部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、地方公共団体、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等の各界各層が構成員となり、連携して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議する場として組織するもの。

なお、構成員の内訳や人数についての要件は法律上明記していないが、制度の趣旨に鑑みれば、一業種（例：事業者のみ）や少人数での設立は地域協議会としては適当ではなく、また、日常生活での対策が中心テーマであることから、住民（団体を含む。）が参加していることが望まれる。

なお、地域協議会に関するガイドラインなど、詳細は環境省ホームページを参照。
(<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/kyogikai/index.html>)

太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

22年度予算額 7.1億円

目的・意義

温室効果ガス排出量を削減し、低炭素社会を構築するためには、再生可能エネルギーの活用推進が必要不可欠です。

このため、**太陽光などの再生可能エネルギー**について、太陽光発電の設置に伴い生じるグリーン電力証書を環境省のカーボン・オフセットに活用する取組、地域の独自性を活かしたモデル的取組、市民の参画を伴って発電設備を設置する取組など、**新たな活用手法を通じた普及を促進**します。

事業内容

(1) ソーラー環境価値買取事業

環境省の事務事業から発生する **CO₂ 排出量をオフセット**するため、大半を自家消費する業務用太陽光発電施設の整備に際し、**設置後 5 年間分のグリーン電力証書を環境省に納める**ことを条件に支援します。



太陽光発電

(2) 再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業（新規事業の募集は行いません）

住宅への太陽光発電等の再生可能エネルギー利用設備の導入を支援する、**地方公共団体の先進的な手法による取組**に対して支援します。

(3) 市民共同発電推進事業（新規事業の募集は行いません）

民間団体等が市民からの出資等の参画をともなって **1000kW 以下の小水力発電設備**を設置する事業に対し支援します。

補助内容

(1) ソーラー環境価値買取事業

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象事業：一定規模の業務用太陽光発電設備を導入する事業
3. 負担割合：30万円/kWを上限とする定額補助

※(2)、(3)の事業については、新規募集を行いません。(前年度からの継続事業のみ実施)

エコ燃料利用促進補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

22年度予算額 4.5億円

目的・意義

運輸部門における再生可能エネルギー導入の柱であるバイオ燃料（エコ燃料）の利用拡大のため、**バイオエタノール等の燃料製造・混合設備や貯蔵設備等の施設整備**を行う事業者を支援します。

事業内容

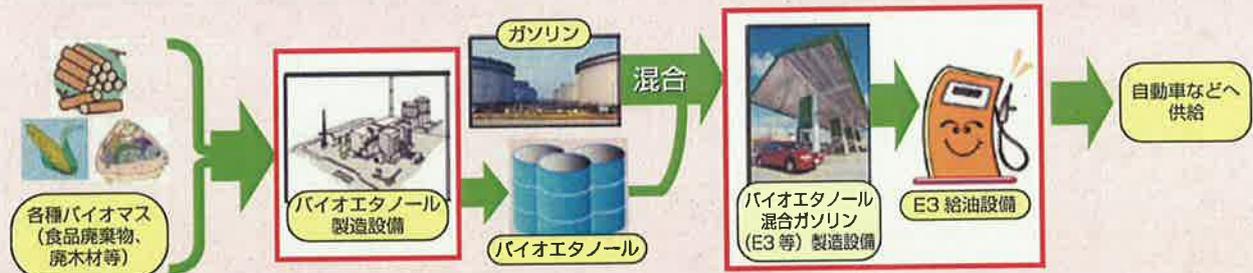
エコ燃料製造やその利用に必要な設備整備等を含む以下の事業を行う民間団体等に対し、**必要な事業費の一部を補助**します。

(1) バイオエタノール製造事業

廃棄物として処分されていたバイオマス資源など、**地域に存在するバイオマスを有効活用したバイオエタノール製造設備を整備する事業。**

(2) バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業

ガソリンなどの販売店に燃料を供給する卸事業者等が行う**バイオエタノール混合ガソリン製造施設（バイオエタノール貯蔵設備、混合設備等）の整備**や、ガソリン等販売店が行う**バイオエタノール混合ガソリンを給油するための設備改良（安全対策等）**を行う事業。



(3) バイオディーゼル製造等事業

廃食用油から製造されるバイオディーゼル燃料（FAME）について、適正な品質による製造・供給を促進するため、**一定の性能を有するバイオディーゼル燃料製造設備、貯蔵設備、軽油混合設備等を整備する事業。**
 (※ジャトロファ等の資源作物を原料とするバイオディーゼル燃料製造設備等は対象外です。)



補助内容

1. 補助対象者：民間団体等
2. 補助対象事業：エコ燃料の製造・利用に係る設備整備等を行う事業
3. 負担割合：

| 総事業費 | |
|----------|-------|
| 環境省 | 民間団体等 |
| 1/2 (上限) | 1/2 |

省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業

(担当：地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室)

22年度予算額 1.6億円

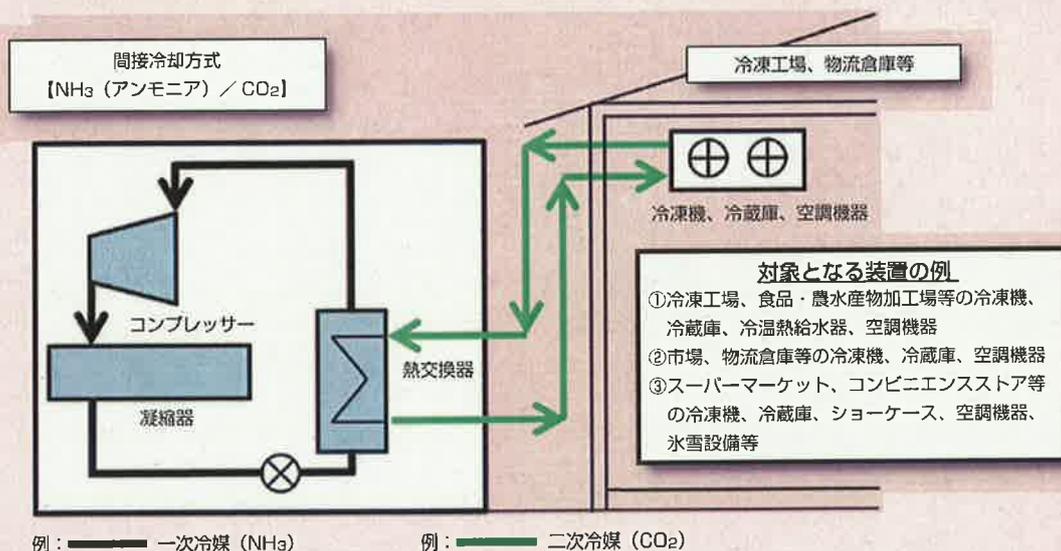
目的・意義

冷凍工場、食品・農水産物加工場や、市場、物流倉庫等の物流拠点及びスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの小売店舗等で冷凍、冷蔵、空調用に使用されている装置は、一般的に常時使用されており、大量のエネルギーを消費していますが、近年、省エネルギーに優れ、かつ冷媒としては、強力な温室効果を有するフロン類（人工の化学物質）ではなく、より環境負荷の少ない自然冷媒（アンモニア等、元来自然界に存在する物質）を利用した冷凍・冷蔵・空調装置（省エネ自然冷媒冷凍等装置）が開発されています。

こうした冷凍・冷蔵・空調装置は、使用時の電力の節減による経費削減が図れるばかりでなく、エネルギー起源 CO₂（エネルギーの使用に伴い発生する CO₂）の削減が図れ、さらに高い温室効果を有するフロン類の排出削減にもつながるため、本事業の実施によりその普及を図るものです。

事業内容

省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入に対して補助を行います。対象となる装置として、例えば次のようなものが開発されています。



補助内容

1. 補助対象者：民間事業者
2. 補助対象設備・事業：既存の冷凍等装置を更新する際、あるいは新設する際に、省エネ自然冷媒冷凍等装置を導入する事業
3. 負担割合：



自然冷媒冷凍等装置導入費用とフロン冷媒冷凍等装置導入費用の差額の 1/3 を補助します。

廃棄物処理施設における温暖化対策事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課)

22年度予算額 13億円

目的・意義

廃棄物分野に関連する地球温暖化対策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進による廃棄物焼却量の抑制を図りつつ、燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効活用する廃棄物発電やバイオマスエネルギー活用等により、化石燃料の使用量の抑制を推進することを目的としています。

事業内容

本事業は、以下の整備事業（新設、増設又は改造）について補助を行います。

(1) 廃棄物発電施設整備事業

- ① 廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行うもの
- ② 一定以上の発電効率を有するもの
- ③ 売電先又は電気利用先が確定しているもの

(2) 廃棄物熱供給施設整備事業

- ① 廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行うもの
- ② 一定以上の熱供給量を有するもの
- ③ 隣接する工場や公共施設等における化石燃料の使用を代替するもの
- ④ 熱利用先が確定しているもの

(3) 廃棄物燃料製造施設整備事業

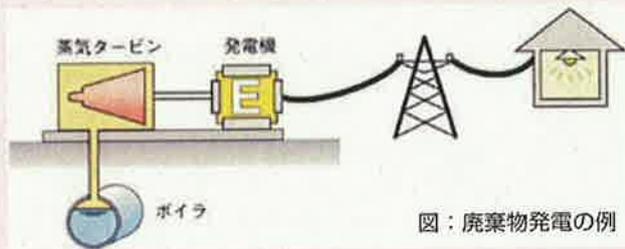
- ① 廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行うもの
- ② 一定以上のエネルギー回収率及び発熱量を有するもの
- ③ 製造される燃料の利用先が確定しているもの

(4) ごみ発電ネットワーク事業

- ① ごみ発電を主たる電源とする特定電気事業者等が行うもの
- ② 発電量及び効率が一定以上増加及び向上させるもの
- ③ 電源となるごみ発電施設及び売電先又は電気利用先が確定しているもの
- ④ ただし、電源となるごみ発電施設数の拡大を前提とするもの

(5) 熱輸送システム事業

- ① 廃棄物焼却施設を主たる熱源とする熱供給事業者が行うもの
- ② 一定以上の熱エネルギー利用があるもの
- ③ 熱源となる廃棄物焼却施設及び熱利用先が確定しているもの



図：廃棄物発電の例

補助内容

1. 補助対象者：民間団体

2. 補助対象施設・事業：

- (1) 原則として廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの。(設置許可が必要なものに限る。)
- (2) 地球温暖化防止に資する効果が十分高いもの
- (3) 事業者の取組として先進的なもの
- (4) その他、事業実施計画が確実かつ合理的であること等

3. 負担割合：

(1) 事業内容の(1)～(3)について

補助金交付額は、施設の高効率化に伴う増嵩（ぞうすう）費用です。（ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度とします。）

| | |
|-----------|------|
| 補助対象施設設備費 | |
| 環境省 | 民間団体 |
| 1/3 (最大) | 2/3 |

(2) 事業内容の(4)及び(5)について

補助金交付額は、補助対象となる施設整備費の1/2を限度とします。

| | |
|-----------|------|
| 補助対象施設設備費 | |
| 環境省 | 民間団体 |
| 1/2 (最大) | 1/2 |

低公害車普及事業

(担当：水・大気環境局自動車環境対策課)

22年度予算額 1.45億円

目的・意義

運輸部門のCO₂排出量は、1990年度比で約15%増加していることから、エネルギー効率が高く、CO₂の排出が少ない低公害車の導入を積極的に推進していくことが必要不可欠です。本事業は低公害車等を導入する際に、導入費用の一部補助を行うことで、一層のCO₂及び大気汚染物質排出量の削減を図ります。

事業内容

地域における代エネ・省エネ対策を促進するため、計画的に低公害車の導入を促進する地方公共団体等に対し、導入に係る事業費の一部を補助します。

また、次世代の究極の低公害車といわれる燃料電池自動車や、水素を燃料とする内燃機関自動車である水素自動車、これらの車両に水素を充填する簡易型の水素充填設備について率先的に導入する地方公共団体等に対して、導入に係る事業費の一部を補助します。

補助内容

1. 補助対象者：地方公共団体等（民間団体、その他の法人を含む）
2. 補助対象事業：
 - (1) 地方公共団体等による塵芥車、ごみ運搬車等としての低公害車の導入
 - (2) 地方公共団体等による次世代低公害車（燃料電池自動車、水素自動車）の導入
 - (3) 地方公共団体等による次世代自動車へ水素を供給するための簡易型水素充填設備の導入
3. 負担割合：

環境省 1/2、地方公共団体等 1/2

 - (1) 通常車両価格との差額の 1/2
 - (2) 導入（リース）費用の 1/2
 - (3) 導入費用の 1/2



コベネフィット CDM モデル事業

(担当：水・大気環境局地下水・地盤環境室、国際協力推進室)

22年度予算額 7.04億円

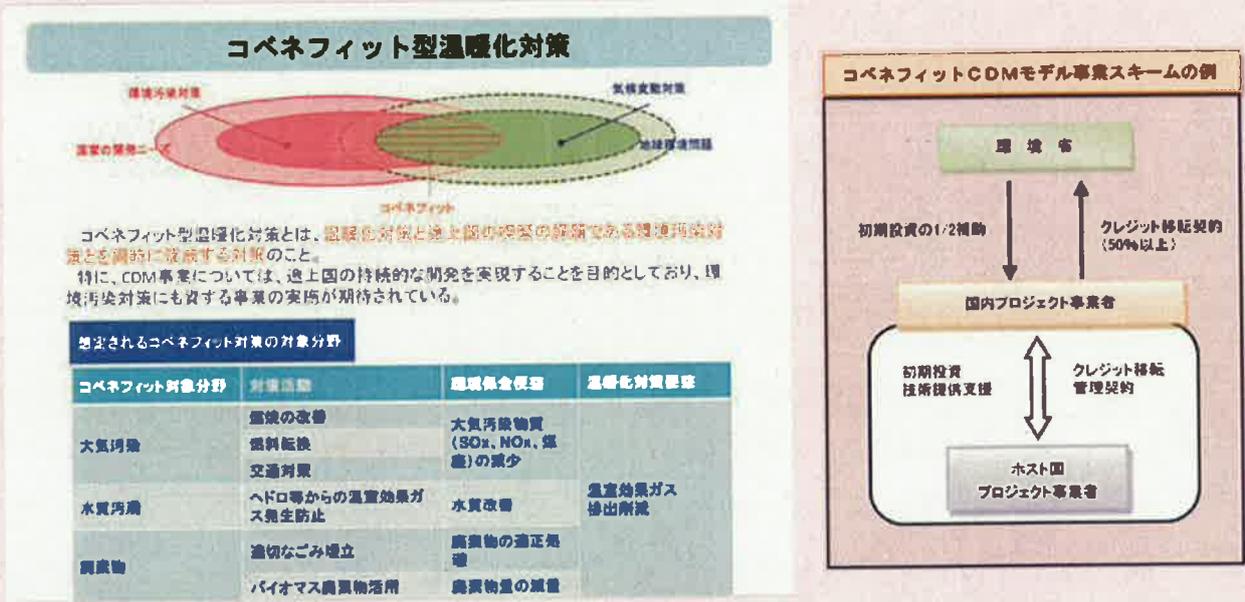
目的・意義

京都議定書の削減目標を達成するための柔軟措置である「クリーン開発メカニズム (CDM)」については、途上国における温室効果ガス削減に加え、途上国に対する技術移転や持続可能な開発の便益がもたらされることが大きく期待されています。また、途上国においても、温室効果ガスの排出削減のみならず持続可能な開発に資するプロジェクト、いわゆるコベネフィット (相乗便益) を達成する CDM 事業の実施が強く期待されています。

本補助事業は、このような現状をふまえ、大気汚染、水質汚濁、廃棄物に係る環境問題が顕在化しつつあるアジア各国のニーズに対応した CDM 事業をモデル事業として実施し、温暖化対策と環境汚染対策のコベネフィットの実現を目指したコベネフィット CDM 事業の拡大・推進を図るものです。

事業内容

発生するクレジットの 50%以上を国に無償移転することを条件として、コベネフィットを実現する CDM モデル事業の初期投資の 1/2 を補助します。



補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象施設・事業：温室効果ガス削減と水質汚濁、大気汚染、廃棄物の環境問題の解決に資するコベネフィット CDM 事業
3. 負担割合：初期投資費用の 1/2



温泉施設における温暖化対策事業

(担当：自然環境局自然環境整備担当参事官室)

22年度予算額 0.5億円

目的・意義

温泉の熱や温泉の採取に伴い発生するガス（温泉付随ガス）を活用した温暖化対策は、二酸化炭素削減量が大きく、非常に有効な手段です。また、京都議定書目標達成計画においても、「地域の特性を活かした未利用エネルギー、廃棄物焼却等の廃熱の利用を促進し、地域における効率的なエネルギー供給を行う。」とされており、こうした取組の一層の促進が必要です。

このため、温泉の熱や温泉付随ガスを活用した温暖化対策を行う事業者を支援し、対策の普及を図ります。

事業内容

温泉施設において民間事業者が行う以下の事業に要する費用の一部について補助を行います。

| 対象施設・設備 | 対象の条件 |
|-------------------------|---|
| (1) ヒートポンプによる温泉熱の熱利用事業 | 温泉水を熱源とする設備であること。加熱機能が14キロワット以上であること。 |
| (2) 温泉付随ガスの熱利用事業 | 原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。 |
| (3) 温泉付随ガスのコージェネレーション事業 | 温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。 |

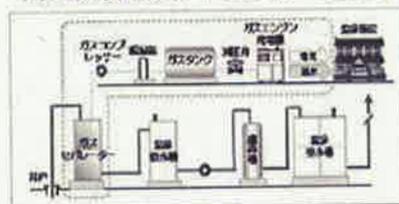
(1) ヒートポンプによる温泉熱の熱利用事業



(2) 温泉付随ガスの熱利用事業



(3) 温泉付随ガスのコージェネレーション事業



補助内容

- 補助対象者：民間事業者
- 補助対象設備・事業：
 - 事業内容の(1)については、ヒートポンプ設備、周辺機器等
 - 事業内容の(2)については、ボイラー等設備、ガス供給設備、周辺機器等
 - 事業内容の(3)については、コージェネレーション設備、ガス供給設備、周辺機器等

3. 負担割合：

- (1) 事業内容の(1)について
総事業費の1/3を限度

| 総事業費 | |
|----------|-------|
| 環境省 | 民間事業者 |
| 1/3 (最大) | 2/3 |

- (2) 事業内容の(2)(3)について
総事業費の1/2を限度

| 総事業費 | |
|----------|-------|
| 環境省 | 民間事業者 |
| 1/2 (最大) | 1/2 |